

平成 28 年度
事業計画

社会福祉法人
坂城町社会福祉協議会

目次

1	社会福祉協議会の根拠	1
2	坂城町社会福祉協議会の事業推進の目的	1
3	今年度の方針	2
4	今年度の重点事業	3
5	今年度の事業	3
	〔1〕組織の運営と基盤強化	3
	(1) 社協会員の募集	
	(2) 支部活動の推進	
	(3) 広報活動	
	(4) 役職員の研修	
	(5) 福祉サービス利用に伴う苦情の受付（第三者委員の設置）	
	(6) 施設の運営	
	(7) 理事・評議員会の開催	
	(8) 「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」（社会福祉大会）の開催	
	〔2〕介護保険サービスの実施	5
	〔3〕総合事業への取り組み	6
	〔4〕障害者総合支援法への取り組み	6
	〔5〕福祉人材育成	6
	〔6〕地域福祉事業の推進	6
	(1) 社協たすけあいサービスの実施	
	(2) ファミリーサポートセンターの運営	
	(3) ボランティア活動の支援、調整、企画、ボランティア育成	
	(4) 一人暮らし高齢者の見守り、引きこもり予防	
	(5) いきがい広場（介護予防事業）の利用促進	
	(6) 在宅介護者への支援	
	(7) 生活資金にお困りの方へ	
	(8) まいさぼ出張窓口の設置	
	(9) 生活にお困りの方へ 坂城町フードバンクボランティア	
	(10) 福祉サービス利用、金銭管理にお困りの方へ	
	(11) 成年後見支援センターの設置	
	(12) 心配ごと・法律相談所開設	
	(13) 結婚をお考えの方へ：坂城町結婚相談所	
	(14) 赤い羽根共同募金のお願い、日赤社資のお願い	
	(15) ボランティア等活動への助成	
	(16) 共同募金配分推薦委員会の開催	
	(17) 福祉団体の事務	
	(18) 地域支援グループ活動支援	
	(19) 福祉教育推進事業	
	(20) 災害時住民支えあいマップ作成支援	
	(21) 障害者希望の旅の実施	
	(22) 福祉ふれあいのつどいの実施	
	(23) 外出支援サービス（通院等外出の支援）	
	(24) ひとり親家庭、準要保護家庭、被災者等への援護事業	
	(25) 福祉機器貸し出し	
	(26) 車いすリフト車貸し出し	
	(27) その他	
6	お問い合わせ	16
	巻末資料：地域活動支援センターのご紹介	17

1 社会福祉協議会の根拠

「社会福祉協議会」は、略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。社協は、社会福祉法という法律の第 109 条に基づいて、地域福祉の推進を図ることを目的に組織されている、公的な性格をもつ民間の団体です。

社協は県・市区町村ごとに組織されていて、長野県では県及びそれぞれの市町村ごとに社会福祉協議会が設置されています。

2 社会福祉協議会の事業推進の目的

坂城町社会福祉協議会は、昭和 58 年 11 月に社会福祉法人として設立認可されました。みなさんが住み慣れた地域で幸せに生活できるよう、地域のみなさんと共に様々な社会福祉活動に取り組んでいる民間の福祉団体です。

地域のみなさんが抱えている様々な生活上の課題（ニーズ）を、住民のみなさんをはじめ、区長、民生児童委員、ボランティア、福祉・保健・医療・教育などに関係する方々・団体や町とともに考え、話し合い、協力しながら解決を図り、「福祉のまちづくり」を進めることを目的としています。

社協の運営は、原則として、地域住民のみなさん、社会福祉関係者などの参加・協力を得て活動することを大きな特徴としています。民間組織としての「自主性」、広く住民のみなさんや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という、二つの側面を合わせ持っています。

3 今年度の方針

【目 標】 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくり

生活困窮者自立支援法が施行されたことで、支援を必要とする方の困りごとを関係者や地域と一緒に相談にのって解決に向け活動するという、セーフティネットの新たな仕組みとして動きだしました。坂城町も例外なく、関係者の密な連携のもと困りごとを抱える方々の相談や支援活動を実施してきました。これら活動を通じて、様々な理由で生活困窮に陥った方や、長い間家族や本人だけで困りごとを解決しようとしている方々が多数潜在しているという現状が明らかになりました。

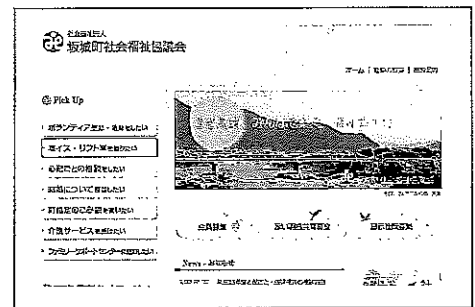
しかし、そうした個人個人の「困りごと」だけが課題ではなく、核家族・単身世帯の増加により、地域の中でその人たちを受容する力「地域力」が少しずつ失われていく現状や、雇用への対応といった、地域的・社会的な課題も大きく影響しています。住民誰もが生活困窮に陥る可能性があることを意識してもらい、その上で生活困窮者支援を触媒にした地域活動の展開が必要とされることから、今年度は「フードバンク事業」を開始し、地域住民の力を得ながらより地域に根ざした活動を見据え、生活就労支援センター『まいさぼ』のPRを含めて支援活動を推進いたします。

一方、家族構成の変化や生活スタイルの多様化から、少子高齢・人口減少という社会課題も取りだたされています。これは、生産人口減少とあわせて地域社会の担い手の減少につながり、さらに高齢世代を支える人口の減少に拍車をかけているというものです。このことを背景とした介護保険法の改正により「地域でさえあう」ことをより実践的な活動として取り組む『総合事業』が展開されようとしており、専門職による介護域を範囲とする事業展開と、住民自身が行う地域特性を活かした住民サービスとをあわせ、安心して暮らせる地域づくりが求められています。よって本会でも、28年度は既存の地域資源の活性化や、この事業をけん引する新たな人材発掘を目的としたサポーター養成講座を開講するなど、参加する全員の介護予防も視野に入れた地域福祉の担い手養成を推進してまいります。

本年度も地域の皆様のご協力をいただきながら、また、町や関係機関・諸団体、民生児童委員やボランティアとの連携を図りながら、一人でも多くの方が、自分らしく、安心して暮らせることのできる福祉のまちづくりを目指して活動いたします。

(3) 広報活動

- ①社協だより 年間6回発行（偶数月発行）
- ②ホームページへの情報随時掲載
- ③各種事業、イベントのポスターやチラシの作成、
掲示・配布



社協ホームページ top

(4) 役職員の研修

- ①職員を対象とした内部研修会の実施
- ②県社協その他団体の主催する専門研修への参加

(5) 福祉サービス利用に伴う苦情の受付（福祉サービス第三者委員の設置）

社会福祉協議会のサービス全般に対する苦情解決に、社会性・客観性を確保するとともに、利用者が気軽に相談いただけるよう、第三者組織を設置し、より透明度の高い事業所体制に取り組んでいます。

(6) 施設の運営

- ①老人福祉センター（指定管理）
- ②在宅介護支援センター（ 〃 ）
- ③地域活動支援センター（ 〃 ）※巻末資料参照
- ④地域密着福祉拠点「ぼだい桜の杜」の運営

地域密着型老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護）を施設の中核とし、地域の集まりごとをはじめ、高齢者・障がい者・ボランティア及び子育て世帯の広範な人々が利用できる福祉拠点としての運営を行っています。

(7) 理事・評議員会の開催

- ①平成28年5月18日（水）（理事会）
- ②平成28年5月25日（水）（評議員会）
- ③平成28年6月1日（水）（理事会）
- ④平成28年12月開催予定（理事会）
- ⑤平成29年3月下旬開催予定（理事会・評議員会）
- ⑥その他必要に応じて開催

(8) 「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」（社会福祉大会）の開催

多年にわたり地域福祉の推進にご尽力、貢献された方及び積極的に社会福祉事業の実施に協力援助された方に対し、社会福祉協議会長表彰又は感謝状をお贈りしています。

[2] 介護保険サービスの実施

指定サービス事業者として、質の高い介護サービスの提供をするとともに、広く地域の福祉問題にも目を向け、地域住民と共に支えあえる地域づくりの構築に努めます。

① 居宅介護支援（ケアマネジャー）

高齢になられ生活や介護でお困りの方のご相談に応じ、より良い生活がおくれるようにご支援いたします。介護保険サービスの利用が必要な方には、適切なサービス利用ができるようにケアプランの作成を行います。

② 訪問介護（ホームヘルパー）

利用者の特性、生活状況を鑑み、計画に沿って生活支援を実施します。

③ 訪問入浴介護

ご自宅で快適に暮らせるよう、浴槽付き車両がご自宅まで伺い、お部屋で入浴できるサービスを実施します。

④ 通所介護

ぼだい桜の杜デイサービスで、家庭の中にあるような温もりを感じながら一日過ごせるようサービスを実施します。



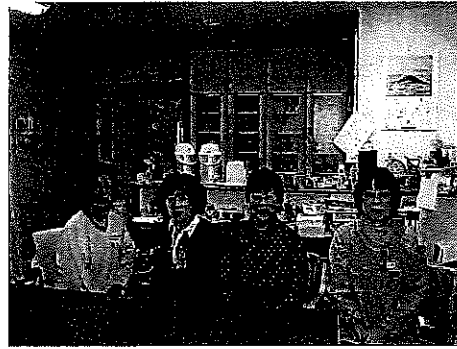
訪問介護員の研修の様子



訪問入浴スタッフ



ケアマネジャースタッフ



ぼだい桜の杜とそのスタッフ

[3] 総合事業への取り組み

介護保険法の改正により、介護保険の保険者である市町村が、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途にした地域の自主性や特性に基づく地域包括ケアの具体的な仕組みをつくるための総合事業をはじめます。坂城町では平成29年度より実施され、本会においても事業開始に向けた取り組みや体制整備を見据えた活動や準備を行ってまいります。

[4] 障害者総合支援法への取り組み

障がいがあっても、住み慣れたご自宅、地域で暮らせるよう、ニーズに応じた生活の支援を実施します。

- ①相談支援事業 ご本人のニーズにあわせてサービス等利用計画書を作成します。また、障害福祉サービス、障がいでお困りのこと等についてのご相談もお受けします。
- ②訪問介護 障がいをお持ちの方の在宅における日常生活を支援します。
- ③重度訪問介護 重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がいのある方への日常生活を支援します。
- ④訪問入浴介護 新 ご自宅で快適に暮らせるよう、浴槽付き車両がご自宅まで伺い、お部屋で入浴できるサービスを実施します。

[5] 福祉人材育成

福祉人材の育成と人材発掘を図り、更なる地域福祉の向上と増進を目指します。

- ①介護予防サポーター養成講座の開催
- ②介護予防サポーター等の活動コーディネート

[6] 地域福祉事業の推進

地域福祉事業は、社会福祉協議会の行う事業の根幹を担う事業の一つです。多様化する生活課題に応じた福祉サービスを展開し、安心して暮らせるまちづくりを目指して活動しています。

(1) 社協たすけあいサービスの実施（介護保険対象外サービス）

日常生活に支障をきたし、介護保険制度では対応できない場合の一助として、有資格者による介護サービスをきめ細かく提供いたします。

【サービス内容・料金】

○身体介護

料金：1時間まで 2,500円 30分毎追加 1,250円

内容：入院時の準備・介助、お墓参り、買い物への付き添い、見守り介助（ご家族がご不在の場合 認知症の高齢者の見守り）

○生活援助

料金：1時間まで 2,000円 30分毎追加 1,000円

内容：買い物代行、入院中の洗濯、必要品の調達、庭の手入れ、掃除・部屋の模様替え、行事のための調理 など

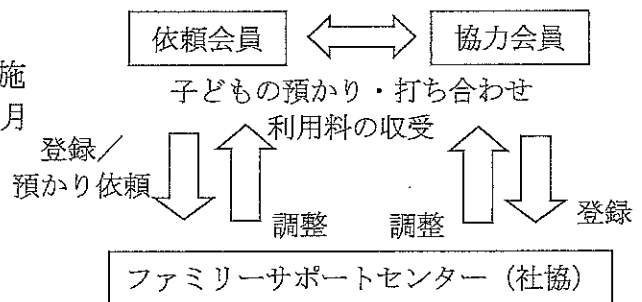
(2) ファミリーサポートセンターの運営（お子さんのいるご家庭向け）

子育てと仕事の両立を図るため、また保護者の子育てによる心身の負担を和らげるため、「子どもを預かってほしい方」（依頼会員）と「子育てを手伝いたい方（協力会員）の相互援助の仕組みをつくり、活動の調整や支援をはじめ、会員の資質向上のための研修を行っています。

- ①依頼会員からの活動依頼の調整
- ②病児・病後児（※）預かりの実施
- ③イベント・学校行事中の託児の実施
- ④協力会員の研修および定例会(1カ月に1回)の開催
- ⑤登録等に関するご相談（随時）

※風邪などの自宅で療養できる程度の病気にかかり、医療機関から第三者に預けてもよいとする許可を得た児童。

ファミリーサポートセンターの仕組み



(3) ボランティア活動の支援、調整、企画、登録受付、ボランティア育成

地域の福祉力を向上させるためには、住民一人ひとりのボランティア精神にのっとった行動が必要不可欠です。社会福祉協議会では、ボランティア人材育成として、ボランティア活動を始められるきっかけづくりとして、これまでも各種養成講座、ボランティア講座を開講し、その種まき活動を続けて参りました。平成28年度も同様に、ボランティア活動への興味をもつていただくため、そしてボランティア活動につながるよう講座を開講し、地域福祉の推進に努めます。

- ①ボランティアスクールの開講
- ②子育てサポーター養成講座の開講
- ③介護予防サポーター講座の開講
- ④認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催
- ⑤傾聴ボランティア講座の開催
- ⑥音訳ボランティア講座の開催
- ⑦福祉ふれあいのつどい開催
- ⑧傾聴ボランティア訪問に関する相談
- ⑨点字郵便物配送登録に関する相談
- ⑩ボランティア交流研究集会への参加
- ⑪ボランティア団体・NPO・個人ボランティアへの活動支援(※)、相談、登録、調整



傾聴ボランティア講座の様子

※ボランティア活動保険（災害ボランティア保険）、ボランティア行事用保険の窓口事務を含む

(4) 一人暮らし高齢者の見守り、引きこもり予防

高齢社会の今、一人暮らし高齢者世帯が増加傾向にあります。社会参加活動のひとつとして人とふれあう機会を提供するとともに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、生活や健康について、自宅訪問や相談支援等を行っています。

- ①一人暮らし高齢者招待会（はにしな寮昼食招待会、温泉招待会）
- ②家庭への訪問指導（ご自宅へ保健師・看護師が訪問し、必要に応じて生活支援を行います。介護保険サービス利用者は対象外です。）
- ③あんしん電話事業の受託

(5) いきがい広場（介護予防事業）の利用促進

町内にお住まいのおおむね 65 歳以上の方を対象に、健康体操や様々なレクリエーションを通じた健康づくりをはじめ、手芸や季節の行事、お茶飲みなど、参加者同士で交流を楽しめるいきがい活動を実施しています。

① いきがい広場（ミニデイサービス）

開催場所：ふれあいセンター（毎週月・金曜日）

老人福祉センター（毎週火・木曜日）

地域公民館（毎週水曜日）H28 年度内に立ち上げ

対象者：町内にお住まいのおおむね 65 歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方

活動内容：介護予防運動指導、趣味活動、手芸、買い物、その他

利用料：700 円（火・金曜日） 300 円（月・木曜日）



いきがい広場 むりえカレンダーの製作



いきがい広場 クリスマス会

(6) 在宅介護者への支援

ご自宅で家族の介護を行っている方を対象に、介護に関する悩みや不安を軽減していただくための相談会を実施しています。あわせて、心身のリフレッシュを図る日帰り旅行や茶話会等も企画しています。

平成 28 年度は、介護者のための料理教室や、介護者・本人が立ち寄れるサロンも開催します。

【在宅介護者交流会】

- ・ふれあい相談会
- ・介護教室
- ・料理教室
- ・介護者のバックアップ
- ・日帰り旅行
- ・福祉用具取扱い
- ・タクティールケア
- など



ふれあい相談会の様子

(7) 生活資金にお困りの方へ

生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付（低利又は無利子）と必要な相談・支援により、その世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を目的としています。本会はその窓口として相談に応じ、貸付元である長野県社会福祉協議会と相談者世帯の橋渡しを行っています。

ささえあい資金貸付事業は、一時的に切迫した経済状況により生活費が困窮している場合、または緊急を要すると認められた場合に、貸付を行う本会独自の貸付制度です。

①生活福祉資金貸付（長野県社会福祉協議会事業）

②ささえあい資金貸付（本会単独事業）

貸付限度額：1世帯3万円

償還期間：1年間

償還方法：月賦償還または一括償還

新

(8) まいさぼ出張窓口相談所の設置

生活困窮者自立支援法施行に伴う長野生活就労支援センター「まいさぼ信州長野」は、「生活に困っている」「仕事をしたくても見つからない」など、生活の困りごとについての相談を受け、各関係機関とご本人とで問題を解決していく自立相談支援機関です。本会はその出張窓口としてご相談をお受けし、関係機関と連携をとりながらご本人の暮らしのサポートを行います。

新

(9) 生活にお困りの方へ 坂城町フードバンク事業

生活資金がなく食糧も買えない方のために、数日分の食糧を世帯員数に応じてお渡しできるよう、町民の皆さんの協力を得ながらフードバンク事業をはじめます。ご家庭で余っている保存性の高い食品の募集や、お米や野菜などの提供登録を行うなど、緊急時に役立てられるよう実施します。

【備蓄する食糧例】

缶詰、瓶詰、インスタント食品、ペットボトル飲料、調味料 他

※お米、野菜の提供については事前登録を行い、必要に応じて登録者へ提供を依頼します。

(10) 福祉サービス利用、金銭管理にお困りの方へ

高齢者や障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用をはじめ、年金や公共料金の手続き、金銭管理などに関わる相談や支援をする事業です。また、身体的な不自由のため金銭管理等に困っている方のために、本会独自のサービスとしてその代行を行う事業を実施しています。いずれの事業も、ご本人との契約をもとに実施します。

①日常生活自立支援事業（日常的な金銭管理、利用料金支払い、通帳等書類預かり）

対象者：認知症、知的障害、精神障害があるため判断能力が十分でなく、

日常での福祉サービスの利用や金銭管理がうまくできない方

・成年後見（法定後見）制度への移行支援

②日常的な金銭管理サービス事業（払戻、預入等代行）：本会単独事業

対象者：坂城町にお住まいの、おおむね 65 歳以上の方または 20 歳以上

の身体障害のある方で、日常的な金銭管理に不自由を感じている方

※①、②ともに、ご本人の意思が確認できることと契約内容を理解していただけることが条件となります

※①、②においてご本人との契約が困難な場合は、関係機関と連携をとりつつ、成年後見制度等の相談、情報提供を行います

新

(11) 成年後見支援センターの設置

平成 28 年度より判断能力に欠けた認知症や障がいのある方のため、その人の暮らしをその人に代わってサポートしたり契約行為等を代理で行ったりする「成年後見制度」の相談窓口として、「成年後見センター」を町から受託して行います。成年後見制度の利用に関する相談や利用支援活動、成年後見制度の PR など、町民の皆さんに少しでも当制度を知っていただく活動から始めていきます。

【センターの活動】

①成年後見制度、任意後見制度利用に関する相談

②成年後見制度の利用支援

③成年後見制度、任意後見制度に関する PR など

(12) 心配ごと・法律相談所の開設

毎月2回、役場を会場として、心配ごと・法律相談を実施しています。法律にかかわるご相談は弁護士または司法書士に、誰かに悩みを打ち明けたいなどのご相談は、心配ごと相談員にご相談いただけるよう計画しています。

①心配ごと・法律相談所開設

会場：役場3階

日時：毎月10日と20日（土日・祝祭日と重なる日はその前後の平日）
午前9時～午前11時30分

心配ごと相談員：15名（民生児童委員、保護司、人権擁護委員、
行政相談員、女性専門相談員）

※詳細はチラシを作成し全戸配布予定。

※弁護士による相談は、午前9時30分～午前11時までになります。

※相談を希望される場合は、事前に社協へ電話予約をしていただく必要があります。

②心配ごと相談員研修会（平成29年2月実施予定）

(13) 結婚をお考えの方へ：坂城町結婚相談所

結婚に向けて活動する方のために、良きご縁への一助となるよう結婚相談事業を行っています。人生経験豊かな結婚専門相談コーディネーター（結婚相談員）を委嘱し、一人ひとりにあわせたサポートをしています。併せて、出逢いのきっかけづくりとして婚活パーティーを開催します。

①ヤングヒューマンネットワーク事業

○結婚相談日の開設 時間：午前9時～正午

結婚に関する相談、お見合いの 相談、新規ご登録受付 場所：文化センター2階相談室	4月 9日（土）	8月 6日（土）	12月 3日（土）
	5月 14日（土）	9月 3日（土）	平成29年1月 7日（土）
	6月 4日（土）	10月 1日（土）	2月 4日（土）
	7月 2日（土）	11月 5日（土）	3月 4日（土）

○独身男女の結婚相談、支援（登録制）

○相談員研修会の開催

○結婚相談情報交換会（年3回）

②愛のキューピット事業（日にちは予定日）

（坂城町・千曲市）恋するビアガーデン in 酒造蔵（9月10日）
合同）

・クリスマスパーティー（12月10日）

・スプリングパーティー（平成29年2月）

・登録者向け講座（6月25日）

（坂城町）・本会単独での出会いパーティー「つなぐ恋縁」の開催（11月・仮題）



「出会いときめき つなぐ恋縁」の様子

(14) 赤い羽根共同募金のお願い、日赤社資のお願い

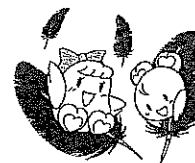
社会福祉協議会の地域福祉事業の多くは、町民皆様からご協力いただく赤い羽根共同募金によって成り立っています。募金の趣旨をご理解いただいたうえでご協力をいただけるよう、準備をすすめてまいります。

また、日本赤十字社の活動資金となる『社資』のご協力もお願いしています。国内における災害救援、医療活動、国際的な人道支援活動に使われます。

①日赤社資募集 : 5月1日～5月31日

②赤い羽根共同募金運動 : 10月1日～12月31日

- ・戸別、職域、各種団体からの募金
- ・街頭募金の実施（町内小学校の協力）



赤十字・赤新月 赤い羽根共同募金

(15) ボランティア等活動への助成

町内で活動するボランティアグループ、福祉団体、学校が、地域に根ざした活動を継続的に行えるよう支援することを目的に、その事業に対する助成を行っています。助成金の原資は赤い羽根共同募金です。

・対象団体等

- ①ボランティアグループへの助成
- ②福祉団体への福祉活動助成（NPO 法人を除く）
- ③福祉協力校への助成（小中高5校）

・受付期間：平成28年6月予定

(16) 共同募金配分運営委員会の開催

町民の皆様からいただいた赤い羽根共同募金をより公平に配分するため、共同募金配分運営委員会を開催し、その委員会のもとで社会福祉協議会の福祉事業活動費、ボランティアグループ等への配分助成金について審議します。透明性をより高め、そしてより身近な募金運動として活動できるよう努めます。

(17) 福祉団体の事務

社会福祉協議会は、町内の様々な福祉団体の窓口業務（問い合わせ、郵便物仕分け、通知発送、連絡調整などの基本的な業務）を担っています。また社協と団体との共同で実施する事業もあることから、連携を図りながら進めています。

- ①坂城町老人クラブ連合会
- ②坂城町身体障害者福祉協会
- ③坂城町手をつなぐ親の会
- ④坂城町遺族会
- ⑤坂城町赤十字奉仕団

(18) 地域支援グループ活動支援

地域支援グループは、高齢者や子ども、障害の有無に関係なく、誰もが地域の一員として参加できる任意の団体です。地区の中には様々な団体や活動があると思われませんが、参加したくてもできない方、家に閉じこもりがちな方など社会参加が難しい方に対しても、参加を促し、地域住民同士の支え合いを支援するグループ活動です。

内容は月に1回程度、数百円の会費を持ち寄り、お茶のみや手芸、健康体操、子どもとのふれあいなどを計画して、公民館などみんなが集まれる場所で実施されています。社会福祉協議会は、この活動に対する支援や立ち上げのお手伝いをさせていただいています。

- ①立ち上げ支援（立ち上げ費用助成、消耗品等）
- ②遊具等貸し出し
- ③グループリーダー研修会（年に1回）
- ④送迎保険金の補助
- ⑤講師派遣の調整

(19) 福祉教育推進事業（学校向け）

福祉教育推進事業は主に小中高校児童生徒を対象にしたもので、福祉用具や地域資源を利用して、高齢者や障がいのある方の気持ちを体験する擬似体験や、団体・地域に住む方との交流を通じて、自分と他人の心を見つめなおす過程を踏み、福祉の心を育てるための、学校と共同で行うプログラムです。平成28年度も学校、地域と連携を図りながら推進します。

- ①福祉器具体験のための物品等貸し出し（アイマスク、車イスなど）
- ②講師の派遣、調整、相談、器具取り扱い説明、福祉教育講義活動
- ③福祉教育活動プログラム作成・相談

(20) 災害時住民支えあいマップ作成支援

災害時住民支えあいマップとは、「災害弱者（障害のある方や高齢者、妊婦、子ども、外国人等情報の入手や自力での避難が困難な方）」と呼ばれる方の避難活動や安否確認を、地図を使って迅速に行えるよう、地域住民の皆さんが中心となって作成するものです。社協ではこのマップを作成するにあたっての支援として、マップに関する情報提供や、作成から更新に至るフローチャートを提供するなど、作成する皆さんの一助となるよう活動しています。

- ①支えあいマップ説明会の実施
- ②地図の貸与（有償）
- ③その他作成に係る相談の実施

(21) 障害者希望の旅の実施

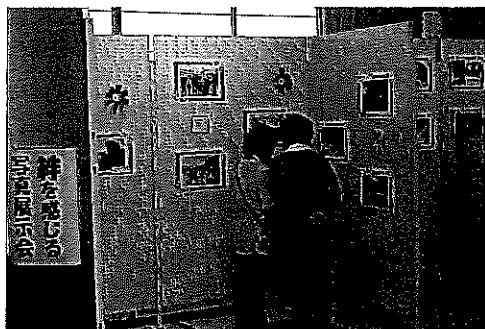
障がいがあり外出が困難で家族だけではなかなか旅行に出かけられない方のため、また、各団体における会員相互の親睦や連絡調整等の福祉の増進を図ることを目的に、各種福祉団体と共同で日帰り等バス旅行を実施しています。

- ①障害者希望の旅 (坂城町身体障害者福祉協会と実施)
- ②ふれあいバスハイク (坂城町手をつなぐ親の会と実施)

(22) 福祉ふれあいのつどいの実施

このイベントは、多くのコーナーを楽しみながらあらゆる年代の人たちとの交流を通じて、坂城町の福祉やボランティア活動を知ってもらうために行っています。各種団体、ボランティアの皆さんが実行委員となり、社協職員も一丸となって臨む、大きな活動です。平成 28 年度も実りあるつどいのできるよう努めます。

平成 27 年度福祉ふれあいのつどいの一場面



ふれあいのつどい (絆を感じる写真展示会)



ふれあいのつどい開会式 (村上小学校鼓笛隊)

(23) 外出支援サービス (通院等外出の支援)

自宅等から医療福祉機関への送迎を目的とした、運転手付きの有償移送サービスです。車の乗り降りも運転手がお手伝いします。ご利用には登録が必要です。

- 対象者：①介護保険の「要支援・要介護者」の方で寝たきりの方または車いす利用の方
- ②身体障害者手帳をお持ちの方で、かつ寝たきりの方または車いす利用の方
 - ③その他下肢不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により孤立した歩行が困難な方で、①・②に該当しない方

移送範囲：町内、旧上田市、千曲市、長野市南部の一部

※行き先によって利用料金が異なります。



車いすに乗ったまま乗車できます

(24) ひとり親家庭、準要保護家庭、被災者等への援護事業

ひとり親家庭や準要保護家庭へ激励金やお祝いをお渡しするほか、火災等で被災された世帯への援護事業を行っています。

- ①歳末激励金の交付（年末期：準要保護家庭へ）
- ②中学校卒業児童への図書カード配布（年度末：ひとり親家庭へ）
- ③火災見舞い
- ④日赤奉仕団炊き出し援護（広域的災害）
- ⑤災害時における相互支援（県内における県内社協災害時相互応援協定による）

(25) 福祉機器貸し出し

一時的に身体の不自由が生じたとき、または介護保険の利用申請をしてから介護認定を受けるまでの間などに利用できるよう、様々な福祉用具を無料で貸し出しを行っています。

- ①車いす
- ②歩行器
- ③ポータブルトイレ
- ④介護用ベッド（手動リクライニング）
- ⑤簡易式スロープ

※貸出期間は最長1カ月です

※ベッドの貸し出しの時のみ、マットレスのクリーニング代として3,000円をいただきます

(26) 車いすリフト車貸し出し（軽自動車）

本会では、車いすに乗ったまま病院等へ外出ができる軽乗用型リフト車（2台）の貸し出しをしています。ご家族等による運転でお出かけいただけます。近年リフト車の貸し出し件数が増加していることから、新しい軽乗用型リフト車を配備しました。



車いすに乗ったまま乗車できます

(27) その他

- ①福祉バス運行管理
- ②町指定ごみ袋販売（地域活動支援センター・社会福祉協議会窓口）
- ③その他本会の目的に沿った活動

6 お問い合わせ

坂城町社会福祉協議会へのお問い合わせは次のとおりです。

社会福祉法人
坂城町社会福祉協議会 代表

電話/有線	82-2551
FAX	82-8005
Email	ssakaki@janis.or.jp
HP	http://www.ssakaki.com/

在宅介護支援センター
(ケアステーションさかき)

電話/有線	82-0333
-------	---------

介護保険事業所

- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 訪問介護事業所
- ・ 訪問入浴介護事業所
- ・ ぼだい桜の杜

電話/有線	82-2551
-------	---------

電話	82-2551
有線	88-1110

電話/FAX	82-1992
--------	---------

地域活動支援センター

電話/有線	82-4000
/FAX	

老人福祉センター夢の湯

電話	82-2551
有線	88-1151

地域活動支援センターのご紹介

在宅で心身に障がいのある方々が、「生産活動」「生活訓練」「文化活動」などを通じて、規則正しい生活リズムを身に付け、仲間との関わりを持ち、生きがいのある生活が送れるよう支援する活動を行っています。

【自主製品の一部】



【食事作り】



【野外研修：塩尻市チロルの森にて】

